

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年1月17日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク
(Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.)

【代表者の役職氏名】 社長兼最高経営責任者 ジョン・H・ガーノン
(John H. Gernon, President and Principal Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州10036ニューヨーク市
フィフス・アベニュー522
(522 Fifth Avenue, New York, New York 10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 甲立 亮
弁護士 波多野 恵亮

【連絡場所】 同上

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において、「当ファンド」はモルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インクを指すものとする。

1【提出理由】

モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク(以下「当ファンド」という。)の投資方針に以下のとおり変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 変更の内容

以下のとおり、ファンドの投資方針に変更があります。

(注)変更箇所には下線を付しております。

投資方針

(1) 投資方針

当ファンドの投資目的は、主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券および政府債券への投資を通して、長期にわたって資本の増加を行うことである^(注)。収益が投資先の選択基準にはならず、また投資の目的とはならない。当ファンドの投資目的は当ファンドの基本的な投資方針であり、当ファンドの発行済議決権投資口数の過半数以上の承認がなければ変更することはできない。ここでいう「当ファンドの発行済議決権投資口数の過半数」とは(イ)発行済投資口数の50%超が代表されている投資主総会で、代表されている投資口数の67%、または(ロ)全発行済投資口数の50%超のいずれか少ない方を意味する。当ファンドがその投資目的を達成し得るかどうかについてはなんらの保証もない。

通常の場合では当ファンドは総資産のほとんど(80%以上)をアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券と政府債券に投資する。ここにおいて「株式等持分証券」とは普通株式、優先株式(転換優先株式も含む)、普通株式または優先株式に転換できる社債、株式買取権証券、信託受益権、パートナーシップ持分および米国預託証券(「ADR」)、欧州預託証券(「EDR」)、グローバル預託証券(「GDR」)および他の預託証券(ADR、EDRおよびGDRと併せて、「預託証券」という。)を意味する。

当ファンドの投資する「アジア・太平洋地域の発行者」のなかには他の地域の企業と共通する性質や取引関係を持つ企業も含まれる。従って、このような企業の価値はアジア・太平洋諸国のみならずそれ以外の地域の経済および市場の動向をも反映することがある。しかし当ファンドは、アジア・太平洋地域の動向にその価値が反映されるようなアジア・太平洋諸国における経済や市場動向の影響を多分に受け、従ってその価値がその他の地域の発展と比べアジア・太平洋地域の発展をより大きく反映すると判断する企業を選定して投資するので、かかる企業への投資は適切であると考えられる。

当ファンドは適切な機会の到来に応じて政府債券やアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券に投資するつもりである。通常の場合で当ファンドはその資産を複数の国の多様な産業に投資している。アジア・太平洋各国に対する投資額はそれぞれの市場状況に応じて様々である。そのうちの単一の国に対して投資される資産の割合は特に制限されていないが、当ファンドは今後日本に所在する発行者の株式等持分証券に対する投資を行わない。同一産業への投資は総資産の25%以下に制限されている(下記「(4)投資制限」を参照のこと)。

(注) 2014年1月16日以降、完了までの間、当ファンドは日本の発行者のすべての有価証券を継続して処分する。

(2) 投資対象

当ファンドは短期的な収益のためではなく、長期にわたる資本の増加のために証券を購入し保有する。ポートフォリオの年間回転率とは、対象となる年のポートフォリオ証券の購入額または売却額のいずれか少ない方の数字を、マネーマーケット証券を除いた当ファンドのポートフォリオの月平均価値で割ることによって得られる。当ファンドが証券の売買を考える際に、ポートフォリオ回転率はその制約要因とはならない。

投資の種類

当ファンドは、主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券でアジア・太平洋諸国の証券市場およびアジア・太平洋諸国外の市場で売買されているものに投資する。現地で必要な規制当局の許可の取得やその他の規制の制約に従って、当ファンドは投資信託、合同運用勘定、または、その他の特定の発展途上国または地域の上場株式のポートフォリオへの投資を可能にするために設計された投資媒体を通して投資を行うことができる。ある国で外国ポートフォリオ投資を行うために、投資媒体を用いることを要求される場合等が例としてあげられる。

アジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券や政府債券へ投資されない当ファンドの資産は、(イ)アジア・太平洋地域の発行者の債券、(ロ)下記の「一時的投資」の項目に記載されている債券へ投資される。金利の相対的水準や為替レート等の要素を勘案して、債券が長期にわたる資本の増加に適した機会であると判断した場合に当ファンドの資産をかかると判断される債券に投資することができる。当ファンドが投資する債券の多くは格付を得ていないものになることが見込まれる。当ファンドは総資産の20%までをマクグローウ・ヒル・カンパニーズ・インクの1部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・グループ(「S&P」)またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(「ムーディーズ」)により非投資適格と格付された債務証券に、また、格付されていないものについては、当ファンドの運用会社によりS&Pまたはムーディーズの非投資適格の格付と同等と判断される債券に投資することができる。このような比較的低下品質の債券はきわめて投機的であり、かつ、相当なリスクがあるものと考えられる。

当ファンドの低下品質の債券は主に政府債券で構成される予定である。中には、額面価格からかなり割り引かれて売買されるものが含まれることもある。また、S&PではD、ムーディーズでCと格付されるような証券に相当するような証券も含まれることもある。当ファンドは政府債券を保有し、適当な時期に売却することを目的に投資の対象とすることができる。しかし、当ファンドはかかる政府債券への投資が長期にわたる資本の増加をもたらすものと判断される時にのみ、政府債券に投資する。政府債券への投資はかなり高いリスクを含むものであり、一般的に投機的とみなされている。低下品質債券や政府債券への投資に伴う具体的なリスクについては、下記3「リスク要因 - リスク要素と特別考慮事項 - 低下品質債券への投資」を参照のこと。

当ファンドは、原証券発行者が関与しているまたは関与していない預託証券を通して、間接的にアジア・太平洋地域の発行者の証券に投資することができる。預託証券とその原証券とは、必ずしも同一通貨建とは限らない。さらに、原証券発行者の関与しない預託証券で表象される株式の発行者は、米国では重要な情報の開示義務を負わない。従って、かかる情報と預託証券の市場価値は関連性を欠くかもしれない。ADRは、一般的には米国の銀行や信託会社が発行し、外国企業が発行した原証券の所有権を証する。EDR、GDRやその他の預託証券は通常、非米国の銀行や信託会社が発行し、米国企業もしくは外国企業が発行した原証券の所有権を証する。一般的には、記名式の預託証券は米国内の証券市場での流通が意図されており、無記名式の預託証券は米国外の証券市場での流通が意図されている。当ファンドの投資方針の観点からADR、EDR、GDRおよびその他の預託証券への投資はその原証券への投資とみなされる。

当ファンドは、その元本の返済が遅延している国の対外債務を上場株式および未上場株式で構成されるポートフォリオと交換すること(ただし、一定の送金制限に服する。)を目的として設定された債務株式交換ファンドを通してかかるポートフォリオに投資することができる。

未上場証券

当ファンドの投資対象の中には、証券取引所に上場されていないものまたは規制された店頭市場で店頭取引されていないものも含まれる。このような証券には規制された一般の取引市場が存在しないため、これら証券の流動性は一般に取引される証券よりも低いか、非流動的であることがある。このような証券は相対取引で売却することができるが、その売却価格は当ファンドがかかるときの購入価格を下回るかもしれないし、また、かかる証券の公正な価格とみなされる価格をも下回るかもしれない。さらに、一般に取引されない証券の発行者は、開示要求やその他一般に取引される証券に課せられる投資者保護に関する要求に服していない。また、それらの証券が、ある地域または複数の地域の証券法により売却する前の登録を要求される場合、その登録費用を当ファンドが負担することになる可能性もある。当ファンドはその総資産の25%超を未上場株式(その一部またはすべてが非流動的な可能性もある。)に当てることを意図していない。

一時的投資

当ファンドの投資方針、投資制限または慣行は、市場、経済、政治またはその他が非日常的または厳しい環境にある期間は適用しないことができる。かかる市場、経済、政治またはその他の環境とは、市場ボラティリティ、信用逼迫および/または流動性状況の異常もしくは高騰、または市場もしくは業界において政府の介入が発生している期間を含むことができる。当該期間中、当ファンドは主な投資戦略に基づく投資またはその名称が意図する方法による投資を行うことができない場合があり、異なるおよび/または高まるリスクに晒されることがある。かかる非日常的または厳しい環境が長期間継続することもある。当該期間中、当ファンドは一時的な資産防御目的で株式およびその他の有価証券の持分を減らし、代わりに現金、現金同等物、またはその他の確定利付証券への投資を行うことができる。これらの一時的投資は(a)米国およびアジア・太平洋諸国ならびに各々の政府機関の債務、(b)米国およびアジア・太平洋諸国の銀行の銀行預金および銀行債務(譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形を含む。)(通貨は問わない。)、(c)国際開発機関により発行された変動利付証券およびその他の証券(通貨は問わない。)、(d)米国およびアジア・太平洋諸国の金融会社および企業のコマーシャルペーパーおよびその他の短期企業債券、および(e)上記証券の銀行およびブローカー・ディーラーとの買戻し契約により構成されている。当ファンドは、一時的な資産防御目的でのみS&PまたはムーディーズによりA以上に格付けされた債券または、格付けがなされていない場合は運用会社が同格と認める債券(すなわち利息の未払いまたは元本割れのリスクが比較的低いもの)に投資するつもりである。

前段落に記載の証券の買戻し契約とは、証券の購入者が当該証券の売主に対して、双方合意の価格と日付で当該証券を買戻すことを同時に約定する契約のことをいう。買戻し契約のもとでは売主は買戻し契約の対象証券をその買戻し価格を下回らない価格に維持することを必要とされている。運用会社は当該証券が買戻し価格(経過利息を含む。)以上の価格を維持しているかどうかを判断するため、当該証券の価格のチェックを毎日行う。買戻し契約には当ファンドによる当該証券の処分が制限されたりまたは遅れたりすることを含めて、売主が債務不履行または支払不能に陥った場合、リスクを伴う。

為替ヘッジ取引

当ファンドは為替レートリスクをヘッジするために、先物為替取引契約を締結することができる。

ポートフォリオ証券の貸付け

当ファンドは当ファンド総資産の33 1/3%以下を限度として当ファンドポートフォリオ中の有価証券を、ブローカー、ディーラーおよび金融機関に貸し付け、現金または運用会社がS&Pまたはムーディーズにより投資適格の格付けを得たのと同格と考える証券を担保として受取ることができる。かかる貸付けが残存している間、当該担保の価値は貸付証券の市場価格(経過利息または受取配当を含む。)の少なくとも100%を維持していなければならない。当ファンドが受領した現金担保は短期証券に投資され、それにより得られる収益が当ファンドの収益を増加させる。当ファンドは貸付証券ポートフォリオについて実質所有権(議決権および利息またはその他の分配を受取る権利を含む。)を留保し、またかかる実質所有権を行使するために当該貸付証券の登録所有権を回復する権利を有する。当該貸付けは随時解約することができる。当ファンドは当該貸付けの手配に関連して当ファンドの関係者以外の者に対し斡旋手数料、管理および保護預手数料を支払うことができる。

先物取引への投資

当ファンドは先物取引にも投資する可能性がある。先物取引は、将来の特定の時期に特定の価格で原資産、基準相場または指数を特定量売買するための、取引所で行われている標準化された取引である。先物取引の価値は、原商品の価値と相前後して上昇または下降する傾向にある。個々の契約条件に応じて、先物取引は、決済日付の原商品の現物決済、または決済日付の現金決済価額の支払いにより決済される。先物取引をそもそも行うか、行うとして、いつ、いかに行うかの判断には技能および判断を要し、十分な検討を経て行われた先物取引であっても市場動向または想定外の出来事により不成功に終わることがある。上述のデリバティブ商品に付随するリスクに加え、先物取引の価格は非常に変動が大きく、先物取引の利用により総利回りが低くなる可能性があり、さらに先物取引に係る潜在的損失は当ファンドのかかる取引に対する当初投資額を上回ることがある。常に個々の先物取引に対する流動市場が存在するという保証も付すことはできない。また、当ファンドが先物取引においてオープンポジションを有しているブローカーが倒産した場合、証拠金の預け入れ額の返還を受けられないリスクもある。

(2) 当該変更の年月日

2014年1月16日